

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年12月24日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	3号機	消防署の立入検査において、非常用ディーゼル発電設備(A)室と高圧炉心スプレイ用非常用ディーゼル発電設備室の防爆型誘導灯の消灯が認められたため、当該誘導灯を交換・修理。 なお、防爆型誘導灯を修理するまでの間、蓄光式誘導標識を避難扉に設置する。	GⅢ	12月21日
2	その他	消防署の立入検査において、免震重要棟エンジン発電機用地下タンク貯蔵所の定期点検の頻度は、消防法第14条の3の2に定めるところでは「3年度」ではなく「3年」であるとの指摘を受け前回の点検終了時期を確認したところ、消防法に定める点検期限から超過していることが認められたため、点検の実施ならびに点検計画の修正と原因調査・対策検討。	GⅡ	12月21日
3	その他	消防署の立入検査において、以下に示す危険物施設の防火扉を180度に開いた後に自動で閉まらない状態が認められたため、当該防火扉を点検・調整。 なお、防火扉を180度まで開かない場合には自動で閉まることを確認している。 (対象箇所) ・廃棄物処理充填固化室 ・プラスチック固化設備及び開始剤タンク室 ・1号機 原子炉建屋非常用ディーゼル発電設備(B)ディタンク室 ・2号機 タービン建屋タービン駆動原子炉給水ポンプ用油タンク室 ・2号機 原子炉建屋高圧炉心スプレイ用非常用ディーゼル発電設備室 ・4号機 原子炉建屋非常用ディーゼル発電設備(B)室 ・4号機 タービン建屋油浄油機室	GⅢ	12月21日
4	その他	取水設備門型クレーンにおいて、荷重試験終了後に主巻フックを巻き上げ時に、荷重がない状態にも関わらず地面から約5mの位置で停止したことが認められたため、原因調査・対策検討。 なお、主巻フックの電磁ブレーキを開放し、主巻フックを地面に降ろした後、主巻フックが動かないように固定を実施。	GⅢ	12月22日